

令和 6 年 4 月 農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和 6 年 4 月 2 6 日（金）
開会 午後 3 時 0 0 分
閉会 午後 3 時 4 0 分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2 0 1 会議室（南庁舎 2 階）
- 3 出席委員
農業委員 9 名
- 4 欠席委員
水野政起委員
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査 2 名
- 7 議題等
第 6 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 7 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 8 号議案 農用地利用集積計画の決定について
報告事項 6 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、9 名です。 定足数に達しておりますので、これより 4 月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、飯沼勝則委員、松原圭子委員をお願いをいたします。 本日の付議事件は、第 6 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」が 1 件、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」が 1 件、第 8 号議案「農用地利用集積計画の決定について」が 1 件、でございますのでよろしくお願いします。 それでは早速ですが、第 6 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申

	請について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第6号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第4条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第6号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
水野洋子 委 員	4月22日に水野政起委員と横井利夫委員と現地を調査しました。 申出地は城山街道を東に向かい、旭丘小学校前の次の信号を左折し300メートル程進んだ、旭丘小学校の東に位置しています。 この案件は昨年12月に農用地利用計画の変更で「やむを得ない」とされたもので、畑のものは撤去されており、最近では雨が多いので草生えになっています。 申請地は土地造成はせず整地程度とし、分筆して片方に住宅建設、片方は畑として残す予定です。境はブロック2段とフェンスで区切り、雨水、汚水は合併浄化槽を通して南側道路側溝に流れます。周辺への影響ですが、平屋なので周りの畑に対する日照は問題ないと考えられます。また、フェンスで囲むため、西側と東側の畑に関しても支障がないと思われます。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第6号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	建物の南北に用悪水路とありますが、こういった水路ですか。
事務局	生活雑排水が入るような、一般的なU字溝の排水路です。
飯沼勝則 委 員	以前、上の山町の案件でも用悪水路という言葉が出てきたことがあります。
事務局次長	雑排水が入るような水路の呼び方です。

横井利夫 委 員	不動産登記法上の登記簿上の地目の名称になります。
水野洋子 委 員	下水管を引くと用悪水路になるということですか。
横井利夫 委 員	地番としてなければ、地目としては出てこないことが多いと思われます。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第 6 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 6 号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明をします。 この議案は、農地法第 5 条の規定による許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第 7 号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
横井利夫 委 員	4 月 2 2 日に水野政起委員と水野洋子委員と現地を調査しました。申請地は名鉄三郷駅から北へ約 1. 5 キロメートル進んだ柏井町地内にあり、愛知用水の尾張旭出張所の県道を挟んだ東側に位置しています。 申請地周辺は、県道に隣接していることから住宅地あるいは店舗が並んだ区域に隣接しており、西側がいわゆる赤道及び私有地を含めて県道に隣接し、一体利用する南側土地等は全て宅地です。 転用目的は分家住宅で、申請地は登記簿上地目と課税地目が畑、現地は実質的には耕作放棄地となっています。面積 2 5 2 平方メートルの台形ですが、申請地と一体利用する土地が南側道路幅約 5 メートルに隣接する旗竿形の土地です。 事業の概要は 2 階建ての専用住宅です。事業費は借入金により資金調達の見込みがあります。申請理由及び土地選定理由ですが、申請人は、

	昨年婚姻し、入籍後半年ほど新居を探していましたが、希望するものが見つからず、両親及び祖母、叔母に相談して勧められたことから、母の相続した本件土地が最適と判断しました。 申請地周辺への影響ですが、南に接道する市道内に側溝が整備されており、敷地内に合併浄化槽と最終枡を設置し、雨水、汚水ともそこを経由して道路側溝へ排水する計画であり、さらに北側にコンクリートブロックがあり、東側も新規コンクリートブロック積み、敷地内に雨水枡を設置し周辺に悪影響を与えないよう配慮されています。 以上のことから、調査員の意見としましては、許可の基準を満たしているものと判断し、許可相当と思われます。よろしくご審議お願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第7号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	一体利用地から申請地に入るのは間に所有者の異なる土地等があり公道から入ることが難しいためということでしょうか。
課長補佐	そのとおりです。
荒谷弘美 委 員	一体利用地は排水のためのものですか。
横井利夫 委 員	通るための通路です。
荒谷弘美 委 員	幅が約3メートル弱ですが、問題ありませんか。
横井利夫 委 員	細いとは思いますが、問題はありません。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第7号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第7号議案については、許可相当とすることに決まりました。続いて、第8号議案「農用地利用集積計画の決定について」、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第8号議案について説明します。 この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。

	【第 8 号議案 調書の説明】 なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議お願いします。
会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第 8 号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
松原昭平 委 員	受け手は借受農地を増やしていますが、問題なく営農できますか。
課長補佐	認定新規就農者となっている方で、農業関係の仕事もしていましたので、問題なく営農できると考えています。
森下幸夫 委 員	新規就農者については、応援していきたいと思います。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第 8 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 8 号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項 6 「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項 6 「農地法第 4 条及び第 5 条による届出の専決について」説明させていただきます。 1 としまして、農地法第 4 条による届出が、1 件で 90 平方メートル、主な概要は、大久手町地内で一般個人住宅等 1 件です。 2 としまして、農地法第 5 条による届出が 8 件で 3, 155. 13 平方メートル、主な概要は、北山町地内ほかで一般個人住宅 6 件、露天駐車場 1 件、その他サービス 1 件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
栢原圭子 委 員	以前農地法第 18 条の規定による許可申請のあった庄中町の農地について、所有権移転がされたということですね。
課長補佐	そのとおりです。

会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	1点ございます。 お手元にお配りしました「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてです。 これは、昨年度の活動が計画に対して達成できたかどうかの評価案を作成し、意見等があれば修正し、本市農業委員会の活動計画に対する点検・評価として公表するものです。内容をご確認いただき意見や修正があれば次回の定例会までに事務局へご連絡ください。 お知らせは以上です。
会 長	それでは、以上をもって、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は5月28日(火)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもって本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。